

# 島根県報

号外第九七号

平成十五年七月二十九日

(火曜日)

規則  
目次

島根県港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則 (港湾空港課)

公布された条例等のあらまし

◇島根県港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第八五号)

一 規則の概要

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例の施行に伴い、許可申請に係る様式を改正することとした。

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規則

島根県港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年七月二十九日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第八五号

島根県港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

島根県港湾施設条例施行規則 (昭和三十九年島根県規則第三十号) の一部を次のように

改正する。

第二条第一項中「第三条第一項」を「第三条第一項前段」に改め、同条第二項中「前項の規定により」を「条例第三条第一項後段の規定により、前項の規定による」に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

様

申請者 住所

氏名

(印)

## 岸壁、さん橋又は物揚場利用許可申請書

次のとおり上記の港湾施設を利用したいので申請します。

1 港湾名			2 船名	船名: コールサイン: I M O番号:	
3 船長氏名			4 国籍		
5 船主氏名			6 総トン数	トン	
7 船体全長	メートル		8 入港時喫水	船首:	メートル
				船尾:	メートル
船舶安全法等に係る検査の状況	(1) PSCリストへの登載 有・無 (2) (1)のリストの指摘事項に対する措置状況 未措置・措置済 (3) (2)で措置済の場合完了を明らかにする文書 有・無 (4) (2)で未措置の場合入港後の改善予定 有・無 (5) (4)で改善予定がある場合その期間及び計画				
10 利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで				
11 貨物の内容	当港揚荷			当港積荷	
	品名	数量	仕出港名	品名	数量
	トン			トン	
12 備考					

(注) 1 船舶安全法等に係る検査の状況欄は、外国籍船舶に対し船舶安全法、船員法、船舶職員法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき国が行っている船舶の航行の安全の確保又は海洋の汚染の防止に係る検査について、その結果及び改善措置について該当するものを○で囲むとともに、措置の完了を明らかにする文書があれば添付すること。

なお、(5)については具体的に記入することとし、欄内に記入しきれないときは、別紙に記入すること。

2 PSCリストとは、(注) 1 の国の検査において改善が必要とされた船舶の一覧表をいう。

この規則は、公布の日から施行する。  
附則

平成15年 7月29日

島根県報

号外第97号 (4)

平成十五年七月二十九日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月

金一千四百二十円（送料共）

毎週火・金曜日発行